

日野市地域防災計画

(令和~~7~~**8**年度修正案)

【地震災害対策編】



日野市防災会議

第5節 土砂災害警戒区域等対策

I. 現在の状況

- 市内では川崎街道及び北野街道の南側約 700ha が宅地造成工事規制区域に指定されている。
- 都は、平成 30 年 3 月 15 日に市域の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定した。
 - ・ 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害警戒区域：イエローゾーン）は、469 箇所（急傾斜地の崩壊：452 箇所、土石流：17 箇所）（令和 7 年 10 月 1 日現在）
 - ・ 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン）は、391~~392~~箇所（急傾斜地の崩壊：383 箇所、土石流：8 箇所）（令和 7 年 10 月 1 日現在）

II. 課題

- 現在の基準に合わない既存不適格の古い擁壁、経年劣化が生じている擁壁、積み増した擁壁は、大雨や地震時に崩壊する危険性が高いと考えられる。
- 市と都は、造成地で発生する災害を防止するため、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、日野市まちづくり条例等に基づき、許可や審査及び工事の指導・監督を連携して行う必要がある。

III. 取り組みの方向

第1 危険箇所の予防対策

- 市は、該当の地域住民へ急傾斜地崩壊危険箇所などの情報提供を行うとともに、危険と判断される急傾斜地については、所有者・管理者に対して安全対策の実施を要請する。
また、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。
- 市は、宅地造成工事規制区域における宅地造成工事に対して、梅雨期及び台風期に、都と合同でパトロールを行う。

第2 警戒避難体制の整備

1 土砂災害警戒情報に関する防災気象情報等の周知

- 市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報に関する防災気象情報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図る。

2 避難誘導体制の確立

- 市は、消防関係機関と連携し、豪雨・台風時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる体制の整備や自主防災組織など地域と連携した避難誘導体制の仕組みづくりを推進する。

3 警戒避難体制の構築

- 市は、都により「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づく土砂災害警戒区域が指定された際は、これをふまえた警戒避難体制を構築する。

4 土砂災害警戒情報・土砂災害危険警報・土砂災害緊急情報・土砂災害特別警報の伝達

- 市は、土砂災害警戒情報レベル4土砂災害危険警報や土砂災害緊急情報レベル5土砂災害特別警報が市域に発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努める。

5 避難措置

- 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または急傾斜地の崩壊により人命に危険を及ぼすと予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図る。

第3 かけ崩れ対策

1 急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止

- 市は、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。

2 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

- 都は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴き、土砂災害警戒区域等を指定する。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入や、建築物の移転促進等の防災対策を行う。

Ⅳ. 具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
土砂災害危険箇所等の点検等 【国・都と連携】	○ 崖地や老朽化した擁壁の所有者に安全対策を要請する。 ○ 危険箇所の定期的な点検・パトロールを実施する。	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【都市計画課】	継続
災害防止に関する指導・監督 【都と連携】	○ 都と連携し、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ・ 造成地の開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督 ・ 造成中及び完了検査後の巡視等による違法開発行為の取り締まり ○ 宅地造成等規制法施行以前の造成地等に存在する老朽	まちづくり部 【都市計画課】 【建築指導課】	継続

(2) 応援部隊の誘導等

- 市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には、応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援部隊を誘導する。
- また、事前にヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努める。

(3) 応援部隊の活動

- 市は、応援部隊の活動について必要な統制、調整を行う。

(4) 応援部隊の災害時応援活動拠点

- 市は、応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとするが、被災状況その他の事由により、その使用が困難なときは、迅速にその受入施設を選定し、自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等に対して、周知する。

4 他自治体職員の受入体制の整備

- 市は、応援職員の受入れにあたり、活動スペースや作業計画、資機材、執務環境を整えておく。

5 海外からの支援受入

- 市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

第3 自衛隊の派遣要請【本部事務局】

- 本部長（市長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第68条の2第3項に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。
- 本部長（市長）は都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書により依頼する。
- ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きを行う。
 - 1 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - 2 派遣を希望する期間
 - 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - 4 その他参考となるべき事項

第4 自衛隊の受入れ【本部事務局】

1 災害派遣部隊の受入れ

(1) 他の災害救助復旧機関との重複の排除

- 市は、自衛隊が他の災害救助復旧機関と重複せず、最も効率的に作業できるよう配慮し、依頼する。

日野市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年度	備考
昭和 43 年 1 月	日野市地域防災計画策定
昭和 46 年 3 月	一部修正
昭和 48 年 3 月	一部修正
昭和 49 年 9 月	一部修正（加除式）
平成 2 年度	一部修正（加除式）
平成 6 年度	一部修正（加除式）
平成 8 年度	一部修正
平成 10 年度	一部修正
平成 17 年度	一部修正
平成 25 年度 （平成 26 年 3 月）	平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、 本冊及び別冊資料編として全部修正。 本冊に震災編、風水害編、大規模事故編、火山災害編、原子力災害編、東海地震対策編（警戒宣言に伴う対応措置）を収載。 資料編を別冊とする。
令和 3 年度	地震災害対策編、風水害・特殊災害編、別冊資料編として全部修正。
令和 5 年度	一部修正
令和 7 年度	一部修正
令和 8 年度	一部修正

日野市地域防災計画

（令和~~7~~**8**年度修正）

【地震災害対策編】

令和 8 年~~3~~**6**月発行

編集発行 日野市防災会議
（事務局）日野市総務部防災安全課
〒191-0016 日野市神明 1-11-16
電話 代表 042-585-1111